



# 大津市公報

平成 29 年 2 月 28 日  
号外 (第 6 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 監査委員告示

- 2 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

## 監査委員告示

### 大津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年2月28日

大津市監査委員 土 屋 薫  
同 重 森 昭 彦  
同 伊 藤 茂  
同 河 井 昭 成

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

#### 【定期監査】

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査については、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取した結果、財務に関する事務及び事業の管理は、以下に指摘するように一部不適正なものも見られたが、おおむね適正に実施されていると認められた。

以下の項目については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行には留意されたい。

#### 1 作業療法業務委託について

監査執行対象機関名 健康保険部保健所子ども発達相談センター

監査執行日 平成28年10月31日

#### 監査の結果

作業療法業務委託は、大津市子ども発達相談センターに作業療法士を配置し、同センターを利用する子どもの姿勢、運動発達の評価及び助言並びに校園等関係機関への訪問相談等に係る業務を委託している。委託契約書第3条において「乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して子ども発達相談センターが定める記録票等を作成し、委託業務の完了したことを報告しなければならない。」となっているが、この報告がされていなかった。委託業務の完了報告は、適正に業務を遂行されたかの確認、検査を行うために必要不可欠であることから、契約書に基づく適正な事務処理に努められたい。

措置状況報告日 平成29年1月26日

#### 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

完了報告書は、適正に業務が遂行されたのか確認し、検査を行うために必要不可欠なものです。今後は、委託契約書に基づく適正な事務処理に努めます。

なお、受託者に対しては、御指摘を受けた後、委託契約書に基づき完了報告書を速やかに提出するよう指示し、適正な完了報告書を受領しています。

#### 2 委託契約における適正な事務処理について

監査執行対象機関名 市民病院事務局経理課

監査執行日 平成28年9月21日

#### 監査の結果

業務委託の決定及び契約締結に当たっては、大津市事務決裁規程に基づき契約金額に応じた決裁区分により決裁を受けることとなっているが、市民病院事務局経理課において診療材料等調達管理業務委託の契約締結に当たり、副市長決裁を受けるべき伺を局長決裁とし、支払も行われるなど、不適正な事務処理がなされていた。

同課は市民病院全般の支払審査も担当している部署でもあることから、法令に適合した契約事務及び支払事務が徹底されるよう鋭意努められたい。

措置状況報告日 平成29年1月26日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

法令に適合した契約事務及び支払事務を徹底して行うとともに、市民病院全般の支払審査事務においても確認を徹底します。

### 3 助成金交付事務の適正な事務処理について

監査執行対象機関名 企業局企業総務部営業推進室

監査執行日 平成28年7月6日

監査の結果

天津市企業局ダブル発電売電促進助成金は、太陽光発電設備と家庭用コージェネレーションシステムの両方で発電する設備(以下「ダブル発電設備」という。)を導入する需要家に対し、余剰電力量に応じて一定額を助成することによりダブル発電設備の普及促進及びガスの需要拡大を図ることを目的として交付されている。

助成金は交付要綱に基づき交付されているが、交付決定通知書の公印が省略されていたほか、交付申請額の訂正に係る訂正印が押印されていないなど、助成金の交付事務において不適正な部分が見受けられた。

助成金交付事務においては、適正な事務処理がなされるよう努められたい。

措置状況報告日 平成29年1月30日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘をいただきました上記の事務処理については、平成27年度の処理方法を再度確認し、平成28年度は全て改善しました。助成金交付決定通知書は全てに公印を押印し、訂正箇所がある助成金交付申請書も全て訂正印の押印を依頼する等、適正な事務処理に努めました。

今後も、助成金交付事務においては、当該助成金交付要綱に基づく適正な事務処理を行ってまいります。

### 4 補助事業の適正な執行について

監査執行対象機関名 教育委員会事務局生涯学習課

監査執行日 平成28年8月23日

監査の結果

青少年の健全育成の推進と社会教育活動の振興を図ることを目的とした社会教育関係団体活動補助金及び子どもの「生きる力」を育むため中高生が主体となる地域リーダーの育成を図ることを目的としたジュニアリーダー育成推進事業補助金が、天津市子ども会育成連合会に対しそれぞれ交付されている。

補助金の額の確定においては、実績報告書、領収書の写し等により確認が行われているが、交付申請と実績報告における補助対象事業の内容及び補助対象金額との著しい乖離や、実績報告書の事業収支決算書と天津市子ども会育成連合会の年度決算書に齟齬が生じているなど、不適正な事例が見受けられた。

これは、両補助金の補助対象となる事業が明確に区分されていないことや、市以外から助成金等を重複して受けている場合の取扱いが不明確であることによるものと考えられる。

補助金の額の確定時において、実績報告書及び支出証憑等により、補助金交付決定通知書に基づき事業が実施されたか、補助対象経費及び使途は適正であるかなどについて確認を行うほか、天津市補助金等交付規則を遵守した事務処理に努められるとともに、両補助金の補助対象となる事業の明確化及び市以外から助成金等が重複して交付されることとなる場合の取扱いについて検討されたい。

措置状況報告日 平成29年1月31日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘を受けた青少年の健全育成の推進と社会教育活動の振興を図ることを目的とした社会教育関係団体活動補助金及び子どもの「生きる力」を育むため中高生が主体となる地域リーダーの育成を図ることを目的としたジュニアリーダー育成推進事業補助金については、交付決定時及び補助金の額の確定時において、提出書類等により、補助対象経費等について、確認しているところです。

しかしながら、その確認において、御指摘のとおり、補助対象事業が明確にできていないこと、団体決算との確認ができていないことなど、確認が不十分であったとともに、市以外からの助成金の取扱いについて明確化されていないことが確認されました。

今後においては、団体の運営に係る決算と対象事業に係る決算は重複せず、別々のものであること、対象事業の決算において、市以外からの助成金を受けているものについては、補助金の対象外であることの2つの事項について、団体に指導するとともに、当課において厳格に確認の上、天津市補助金等交付規則を遵守した事務処理を行います。

### 5 ブラネタリウム自動番組賃貸借契約について

監査執行対象機関名 教育委員会(教育機関)科学館

監査執行日 平成28年8月23日

監査の結果

科学館において、夏休み等の長期休業中に、プラネタリウムの観覧者に向けて通常の星座の解説とともに特別番組として星に関する番組を投影しており、これに係る映像(プラネタリウム自動番組)を賃借している。

この賃貸借契約については、賃貸借期間が平成28年7月1日から平成29年3月31日までとして契約金額を年一括後払いにて支払うものとなっているが、実際には次年度である平成29年6月30日まで番組を投影する権利を有しており、実質2か年度にわたる契約となっている。

地方自治法第208条第1項の規定により普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされていることから、法の趣旨に合致するよう適切な事務処理に改められたい。

措置状況報告日 平成29年1月31日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

プラネタリウム自動番組は、夏休みに向けて制作されることもあり全ての新番組が出揃う4月以降に番組選定を行い、やむを得ず7月に次年度の6月30日まで番組を投影する権利を有した契約を行っていたことから、長期継続契約を締結することについても検討しましたが、関係各課との協議の結果、プラネタリウム自動番組賃貸借契約は長期継続契約にはなじまないとのことでした。

このことから、平成29年度からは、7月1日から3月31日までと次年度の4月1日から6月30日までとで年度ごとに契約いたします。

#### 【随時監査(工事監査)】

- 1 監査執行対象 工事35件及び委託9件
- 2 監査の期間 平成28年4月1日から同年11月1日まで
- 3 措置状況報告日

市長部局所管 平成29年1月26日

企業局所管 平成29年1月30日

- 4 監査の結果及び当該監査結果に基づき講じた措置の内容

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、それぞれの業務の施行状況についてもおおむね適正に執行されていた。一部、口頭による指示及び追加資料の提示等を求めたものについては、即日又は後日に、報告及び資料提出等を担当部署から受け、その内容を確認した。

今後は、以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

#### ア 監査の結果

本市では、平成24年6月に公共建築物を対象とした「大津市公共施設白書」を策定して以来、外部委員会を立ち上げ、総務部に公共施設マネジメント推進室を設置し、平成26年3月には「大津市公共施設マネジメント基本方針」を公表した。あわせて、道路、河川、公園、上下水道等のインフラ施設を管轄する部局でも老朽化してきた各施設の改築更新、長寿命化などの計画づくりに取り組んできた。本年8月にそれらを総括し、基本方針として取りまとめたのが「大津市公共施設等総合管理計画」である。

工事監査においても、これまで同時並行的に関連する工事を抽出し、その都度、指摘や助言を行ってきたが、各施設の多くは既に老朽化が著しく進行しており、速やかに対応策を検討、実施する必要がある。

各施設の運営管理部局は、当該総合管理計画の実現に向け、今後、更に詳細な調査、分析を行い、「実施計画(個別計画)」を策定し、その執行体制も見直し、市民サービスの根幹となる「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」の推進を図られたい。

#### イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

##### (ア) 総務部公共施設マネジメント推進課

公共施設等(建物、道路等のインフラ施設)の老朽化や人口減少など今後の地方自治体を取り巻く環境の変化への対応が全国的な課題とされる中、本市においては、公共施設等のうち建物について、全国的にも早い平成22年度から検討を進め、その後、「大津市公共施設白書」、「大津市公共施設マネジメント基本方針」(以下「基本方針」という。)及び「大津市公共施設適正化計画」(以下「適正化計画」という。)の策定など、全庁横断的な公共施設マネジメントの取組を進めてきたところで

す。一方、道路等のインフラ施設についても、国から平成28年度までに「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があったことから、平成28年8月に「大津市公共施設等総合管理計画～インフラ施設等の現状とマネジメント方針～」(以下「本市総合管理計画」という。)の策定を終えたところで

本市では、これら公共施設(建物)に関する基本方針及び適正化計画並びにインフラ施設等に係る本市総合管理計画を、平成26年4月22日付け総財務第74号で総務大臣から要請のあった総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)と位置付け、その推進を図っているところです。

現在、公共施設(建物)については、これまでに策定した基本方針等や平成27年度に実施した「公共施設の地域別あり方検討会」での市民意見を基に、各部局において適正化に向けた個別具体的な検討を進めるとともに、全体的な施設の維持保全に関する計画の作成を進めています。

また、インフラ施設等についても、本市総合管理計画に基づき、平成31年度までの個別計画の作成に向け、関係各部局との調整を進めているところです。

今後、これらの取組の進捗状況に応じて、更なる「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」の推進を図るため、公共施設等の全体的な「量」、「質」及び「管理」の最適な状況を踏まえ、個別具体的な検討が行えるような仕組や体制などの検討を進めます。

(イ) 企業局水道ガス部水道計画管理課、同部ガス計画管理課、企業局下水道部下水道計画管理課

上下水道事業及びガス事業のインフラ施設については、「大津市公共施設等総合管理計画」策定の動きに合わせ、水道事業においては平成27年度に「湖都大津・新水道ビジョン」を策定し、下水道事業及びガス事業においては平成28年度に「中長期経営計画」の策定に取り組むことで、総合的かつ計画的な管理の推進に努めています。

また、各事業における「大津市公共施設等総合管理計画」の「実施計画(個別計画)」作成については、以下のとおり進めています。

- a 水道事業では、浄水場の廃止を含めた水道システムの再構築として浄水場連絡管整備事業を進めるとともに、アセットマネジメントに基づく老朽管路の更新計画として「管路再構築計画(基幹管路・配水支管)」を策定し、今年度は山上高区系基幹管路更新事業を実施しました。
- b 下水道事業では、老朽化が進む既存下水道施設について、「大津市長寿命化計画(処理場・ポンプ場・管路施設)」による計画的な改築を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいます。
- c ガス事業では、圧力区分や管種ごとの老朽度合いを調査、分析し、「中圧アスファルトジュート巻鋼管改良計画」の策定(平成27年度)や耐震化、経年管改良計画の見直しなどを行っており、それらに基づいて計画的に事業を進めています。

地震や異常気象による風水害へのリスク管理の強化について

ア 監査の結果

本年、熊本県及び鳥取県中部において発生した地震や一昨年の広島府の集中豪雨による被害は甚大であり、一般市民の生活に大きな影響を及ぼしている。今後も地震や異常気象による風水害の発生頻度の高まりが懸念されている。

本市においても、花折断層や琵琶湖西岸断層帯などの活断層があり、また、住宅地に近接して急傾斜地が多くあることから、同様の地震や異常気象による風水害を受ける可能性が高い状況にある。

今後とも、このようなリスクの低減を図り、市民の安全、安心な暮らしを守るために、河川や道路等の多くの公共施設のより詳細な現状把握に努め、起こり得る災害を予見し、その対応策を検討、実施するという「リスク管理」に積極的に取り組まれない。また、それらを安定的に行うために、執行体制の見直しを図り、当該分野への適正な人員配置、とりわけ技術系職員の重点的な配置を行われたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

(ア) 総務部危機・防災対策課

本市では、東日本大震災及び熊本地震並びに近年の風水害による災害の教訓を踏まえ、大津市災害等対策基本条例及び大津市地域防災計画等に基づき、自助・共助・公助の連携による防災対策の充実に努めています。

市災害対策本部体制の整備、市民との協働による総合防災訓練の実施、防災士の養成事業、他の自治体や民間事業者等との災害協定の締結、情報通信設備の更新、防災資機材や備蓄品の充実に、年次の計画的な小中学校への防災倉庫の設置を行うとともに、風水害による被害の軽減と円滑な避難体制の確保を目的として、市内の全世帯に対する「土砂災害ハザードマップ」の配布、幅広い市民を対象とした出前講座や防災講習会の開催などを通じて減災と地域防災力の向上に努めています。

また、大規模地震が発生した場合に、優先的に遂行する必要がある業務を迅速かつ的確に行うため、平成28年10月に「大津市業務継続計画」を策定し、より実効性のある計画となるよう市職員向けの研修会の実施や関連する業務マニュアルの見直しなどを進め、平成29年度においては大規模災害時に他の自治体や関係機関など多方面からの支援を円滑に受け入れるための受援計画を策定する予定です。

今後も、これらの業務の充実とともに、地域における自発的な自助・共助による防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援するなど、総合的な防災力の強化を図り、「災害に強いまちづくり」を推進します。

(イ) 総務部人事課

執行体制については、各部局からの人員配置計画等を踏まえ、適正な体制の確保に努めているところです。

また、技術職員に関しては、限られた人員の配置について常に努力しているところであり、再任用職員を活用すること等により、体制の充実及び技術の継承を図ります。

(ウ) 建設部道路管理課、同部河川課

道路施設については、平成25年度に実施した道路ストック総点検の結果に基づき、必要な補修工事や修繕を計画的に行っていますが、今後は風水害の発生に備え、現在実施している民間業者を活用した道路パトロールや、台風など降雨時期における職員による高盛土法面や道路施設等の点検を強化するとともに、必要な対策を実施することにより、リスク管理に努めます。

また、橋梁<sup>りょう</sup>についても、委託により実施している詳細点検業務の充実を図ることにより、耐震対策や補修工事等を計画的に行い、リスクの低減を図ります。

河川については、大雨等の異常気象による増水や溢水に備え、本市管理河川及び砂防施設等の事前パトロールを充実させることにより詳細な現状把握に努め、予見される災害への対応策について関係機関と協議の上、必要な措置を講じるなど、リスク管理に取り組みます。

(イ) 企業局企業総務部企業総務課、同部危機管理室

大津市地域防災計画に基づいて定める「企業局災害対策要綱」における水道、下水道及びガス施設に関する地震や異常気象に係る予防対策にのっとり、施設の現状を把握し、危機管理体制の強化・充実に努めます。

また、技術職員に関しては、業務の民間委託化が進む中、限られた人員の配置について、常に努力しているところです。今後も、各事業部の人員配置計画を踏まえ、適正な執行体制の確保に努めるとともに、再任用職員を活用すること等により、体制の充実及び技術の継承を図ります。